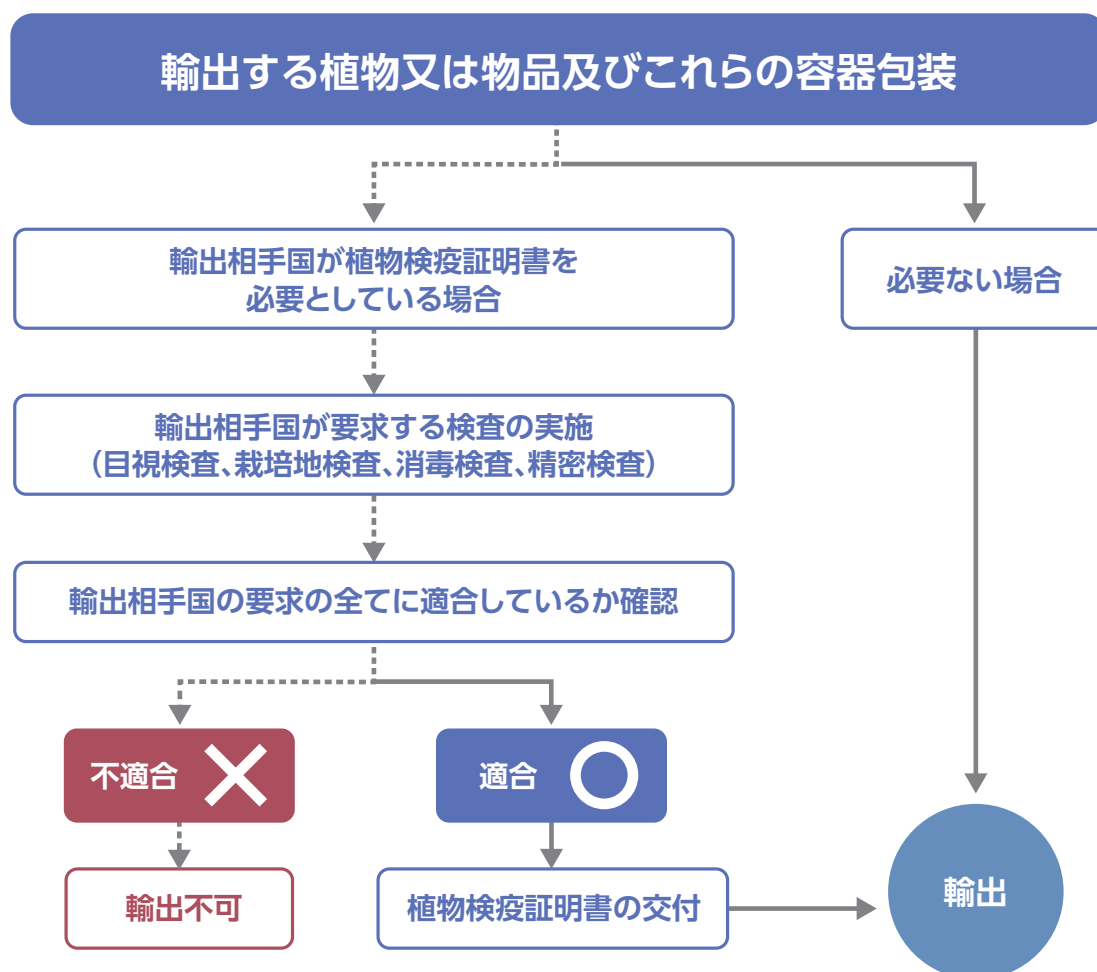


輸出相手国の要求に応じた 検疫を行っています

日本から輸出される植物や物品等に対して、輸出相手国の要求に応じて、病害虫の付着がないか、消毒の措置が実施されているか等の検査を行います。

また、政府として農林水産物の輸出促進に取り組んでおり、検査の増加に対応するため、農林水産大臣が認めた登録検査機関が検査の一部を行うことができるようになりました。この場合、植物防疫所は登録検査機関が適切に検査を実施していることを確認したうえで植物検疫証明書を交付します。

輸出検疫の流れ



目視検査

輸出相手国の指定する病害虫の有無の他、数量、加工状態等を目視により検査します。また、中古農業機械や高度加工品等については、オンラインによる検査が実施できるようになりました。



切花の検査



青果物の検査

栽培地検査

栽培地やその周辺地域において、輸出相手国の指定する病害虫の付着の有無を確認します。



盆栽の検査



りんご園地の検査

消毒検査

輸出相手国が要求するくん蒸、熱処理、低温処理、薬剤処理等が実施されていることを確認します。



低温処理倉庫(左上:温度センサーを用いた低温処理の確認)

精密検査

遺伝子診断法、抗血清検定法、バールマン法等により確認します。



バールマン法を用いた線虫の検査